

災害対策本部機能における広場空間（機能）について

災害時には緊急車両の駐車場や物資の集積所など、庁舎や区民会館、周辺施設と連携して、様々な用途に使用可能な広場を確保していく必要がある。

1 本庁舎等機能

- (1) 本庁舎 : 災害対策本部、給水拠点、一時集合所
- (2) 区民会館 : 食料等の調達物資の集積地及び配送拠点
医薬品ストックセンター（3日目以降）
（ただし、梅ヶ丘拠点整備事業により、ビルが完成した際に機能移転を予定）

2 本庁舎周辺機能

- (1) 国土館大学 : 広域避難場所「国土館大学一帯」、地域内輸送拠点
- (2) 若林公園 : 広域避難場所「国土館大学一帯」
- (3) 小中学校 : 一次避難所

3 本庁舎機能と周辺機能の関連性

本庁舎は災害対策本部を設置する機能を有しているため、避難場所には指定していないものの、町会自治会が指定する一時集合所となっている。発災直後は多くの区民等が避難をしていくことが想定されるため、隣接する国土館大学一帯広域避難場所に安全に避難者を避難誘導することが求められる。また、各総合支所ごとに指定している「食料等の調達物資の集積地及び配送拠点」として世田谷区民会館を指定しているが、国土館大学については災害時の協力協定において、地域内輸送拠点としているため相互の連携が必要である。

4 必要な機能

- (1) 駐車場、荷捌きスペース
物資運搬車両駐車場や緊急・復旧車両（警察・消防・自衛隊等関係機関車両、ガス・水道・電気・通信等ライフライン事業者車両、報道関係車両等）駐車場、荷捌き場が必要である。10tトラックの発着や荷捌き緊急・復旧車両として、概ね56台程度の駐車スペースが必要である。
- (2) 避難者スペース
地区内の一時集合所として1,600人程度、さらに区役所周辺から避難してくる区民が想定される。
- (3) 食料等の調達物資の集積地及び配送拠点
地域内に配送する物資の集積場所として、区民会館を指定している。

用語説明

- 一時集合所 : 危険回避のために近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所
- 広域避難場所 : 一時集合所が火災延焼などにより危険が迫った場合に避難する場所
- 一次避難所 : 被災者が一時的に避難生活を行う場所